

小規模保育事業 海東ひばりベビーセンター 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 麦の穂
所 在 地	大阪市福島区玉川1丁目6番2号
電 話 番 号	06-6444-1225
代表者氏名	理事長 大谷 常一

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	海東ひばりベビーセンター
施 設 の 所 在 地	大阪市福島区海老江1丁目5-52 イオンスタイル海老江店内2階
連 絡 先	電話番号：06-6131-4057
管 理 者	施設長 山本 幸世
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人
利 用 定 員	0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人
開 設 年 月 日	令和2年4月1日
事 業 所 番 号	18993

3 事業の目的・運営方針

海東ひばりベビーセンター（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を

行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造 地上2階建ての2階部分
	延べ面積	115.75㎡
屋外遊戯場（代替地）		604.5㎡（海老江上一児童遊園）

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室（又は遊戯室）	3室	
その他	調乳室、沐浴設備、乳児用トイレ、乳児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2025年4月1日 予定

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1		
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	3	3	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育責任者	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

尚、台風などの自然災害で保育園が休園となる場合については、別途お渡しする「保育園しおり」をご確認ください。

※土曜日の保育は、連携施設の海老江ひばりこども園での、共同保育を実施します。共同保育が行えない場合は、自園での保育となることもあります。

その際は、事前にお知らせいたします。

※8月13日～15日及び1月4日に就労で保育を希望の方は届出により保育を行います。（土曜保育と同様、共同保育になります）

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

搬入施設からの搬入（調理業務は海老江ひばりこども園が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

午前間食	昼食	午後間食
9時30分頃	11時頃	15時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

エ 連携先施設の施設及び設備、備品の利用

オ 連携先施設での職員研修及び会議への出席

カ 給食の提供

(2) 連携施設

保育所型 海老江ひばりこども園

運営主体	社会福祉法人 麦の穂
所在地	大阪市福島区海老江5丁目3番22号
電話番号	06-4256-5775

幼保連携型 海西ひばりこども園

運営主体	社会福祉法人 麦の穂
所在地	大阪市福島区海老江8丁目13番21号
電話番号	06-6455-6005

幼保連携型 玉川ひばりこども園

運営主体	社会福祉法人 麦の穂
所在地	大阪市福島区玉川1丁目6番2号
電話番号	06-6444-1225

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	中島小児科診療院
医院長名又は医師名	中島 滋郎
所在地	大阪市福島区大開2丁目3-5 カンザキビル 2F
電話番号	06-6466-1500

(2) 歯科

医療機関の名称	野田阪神歯科クリニック
医院長名又は医師名	山本 修史
所在地	大阪市福島区海老江7丁目3-17
電話番号	06-6131-7777

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防 災 設 備	・自動火災報知設備 有 ・消 火 器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘 導 灯 有 ・スプリンクラー 有 ・避難器具 有 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 保険に関する事項

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

種 類	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
内 容	当園の管理下における園児の負傷、疾病、障害、死亡
補償金額	疾病【医療保険並の療養に要する費用の額の4/10】 障害【障害見舞金 最大3,770万円】 死亡【死亡見舞金 最大2,800万円】

20 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当 園 ご 利 用 相 談 窓 口	・窓口担当者 主任 解決責任者 園長 ・ご利用時間 9:00 ～ 18:00 ・電話番号 (06) 6131-4057 F A X (06) 6131-4058 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	近藤 遼（大阪市私立保育園連盟 会長） 大井 崇資（社会福祉法人 麦の穂 監事）

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	3	3	1
1歳児	8	8	8
2歳児	8	8	8

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施なし	
自己評価の実施状況	実施なし	

23 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

24 当園における地域貢献事業及びその他の保育事業

地域貢献事業 当園では、地域貢献事業として、地域の子育て家庭の方を対象とした子育て相談会や、子育てイベントの為、園を使用する事があります。

25 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
諸行事に係る費用	・カリキュラム材料費 ・写真アルバム代など	月額 300 円
保育用品	当園指定の物はありませんが、必要があれば販売業者を介して購入して頂きます。（代用品可）	連絡帳：400円 雑費袋： 70円 名 札：136円 帽 子：970円 氏名印：330円 健康の記録：305円
スポーツ保険料	日本スポーツ振興センター	年額 315 円

2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
レンタル 布おむつ代	布おむつを使用することにより、排泄の自立を促し、快不快の感覚を養う。	月額 3,500 円（1 歳未満） 2,500 円（1 歳以上）
レンタル布団代	寝具をレンタルしてもらうことにより、保護者の通園時の負担を軽減する。	月額 1,600 円

3 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月 額 ： 30分（18時31分～19時00分） 2,900円
日 額 ： 10分 200円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

日 額 ： 1時間 300円
2時間 600円
3時間 700円
4時間 1,000円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。